

平成29年度タイケン学園事業報告

1 法人の概要（別添）

- (1) 学校法人タイケン学園の沿革
- (2) 学校法人タイケン学園が設置する学校、学部、学科及び、収容定員等
- (3) 学校法人タイケン学園の役員（理事、監事）及び評議員について

2 法人の概要

- (1) 平成29年度から設置した学科及び学則変更
日本グローバル専門学校
商業ビジネス専門課程、商業実務分野、
国際ビジネス学科Ⅰ、Ⅱ部、
国際言語ビジネス学科Ⅰ部Ⅱ部
入学定員各78名、総定員312名

3 事業の概要

(1) 学校法人タイケン学園評議員の選任規定の変更

学校法人タイケン学園の評議員の選任規定については、文部科学省学校法人分科会の大学通学課程設置認可に係る意見として、タイケン学園の評議員の構成が法人職員等に偏っていることからその構成について見直しについて検討することと指摘されていた。これを受けて、学園内で適切な構成内容とするための検討を行い、別添「役員、評議員選任条項」記載のとおり、平成29年度末に寄附行為の変更認可申請を文部科学省に行い平成29年3月29日認可された。

(2) 本法人の役員、評議員の任期は寄附行為に規定された4年間であるが本年3月末で現役員、評議員の任期が終了した。従って、4月1日からの新たな役員、評議員を選任し文部科学省に対して規定に基づき役員変更届を提出する準備を行った。

(3) 29年度に設置申請と認可、30年度から開設する大学の課程及び、高等学校並びに、関連寄附行為変更認可申請、認可

ア 日本ウェルネススポーツ大学通学課程の設置申請、認可（平成30年度開設）

課程：通学課程

入学定員75名、3年次編入5名、総定員310名

通信教育課程

入学定員220名3年次編入60名総定員1,000名を変更、

入学定員140名、3年次編入5名、総定員570名とする

合計総定員 880名

イ 日本ウェルネス筑北高等学校の申請、認可（平成30年度開校）

課程名：全日制課程

学科目、修業年限、入学定員

(ア) 普通科・総合コース 3年 30名

(イ) 普通科・特殊スポーツコース 3年 10名

(ウ) 普通科・スポーツコース 3年 20名

(エ) 普通科・グローバルコース 3年 20名

(4) その他、

(ア) 日本ウェルネス歯科衛生専門学校歯科衛生専門課程国家試験100%合格

日本ウェルネス歯科衛生専門学校歯科衛生専門課程は、平成28年度に引き続き卒業生全員100%国家試験合格を達成。

(イ) 学園の施設である嵐山地区のグラウンド及び大学付属施設の人工芝による整備等

(ウ) 大学2号館の耐震診断

(エ) 平成30年度以降に校舎移転、設置、及び開校を予定する学校の土地、建物（校舎等）取得のための調査、検討及び関係官庁との調整

4 財務 平成29年度収支予算書（資金収支予算書、事業活動収支予算書等）（別添）

学校法人タイケン学園の沿革

平成9年10月30日	学校法人タイケン学園寄附行為認可	
平成9年10月30日	日本ウェルネススポーツ専門学校設置認可	
平成10年4月1日	日本ウェルネススポーツ専門学校開校	
平成14年3月3日	日本ペットアンドアニマル専門学校設置認可	
平成14年4月1日	日本ペットアンドアニマル専門学校開校	
平成16年1月16日	日本ベースボール・セキユリテイ専門学校開校	
平成16年4月1日	日本ベースボール・セキユリテイ専門学校設置認可	
平成16年12月24日	広島ウェルネススポーツ専門学校設置認可	
平成17年3月22日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校 日本医学院歯科衛生士専門学校設置者変更	学校法人タイケン学園運営
平成17年3月23日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本医学院歯科衛生士専門学校校地校舎変更届	渋谷区から板橋区へ
平成17年4月1日	広島ウェルネススポーツ専門学校開校	
平成18年3月14日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本医学院歯科衛生士専門学校歯科衛生士養成所の変更承認	
平成18年3月24日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本医学院歯科衛生士専門学校名称変更及び学則変更承認	
平成18年3月29日	日本ウェルネススポーツ専門学校北九州校設置認可	
平成18年4月1日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本医学院歯科衛生士専門学校名称変更及び3年課程へ変更	
平成18年4月1日	日本ウェルネススポーツ専門学校北九州校開校	
平成19年4月1日	日本ベースボール・セキユリテイ専門学校、日本ウェルネススポーツ専門学校新潟校へ名称変更	
平成19年4月1日	広島ウェルネススポーツ専門学校、日本ウェルネススポーツ専門学校広島校へ名称変更	
平成20年2月15日	広島児童文化専門学校設置者変更	
平成21年7月21日	広島児童文化専門学校廃止	

法人の 沿革	平成23年3月30日	日本ウェルネススポーツ大学設置申請及び学校法人タイケン学園組織変更認可申請(第1次)
	平成23年6月30日	日本ウェルネススポーツ大学設置申請及び学校法人タイケン学園組織変更認可申請(第2次)
	平成23年10月24日	日本ウェルネススポーツ大学設置認可及び学校法人タイケン学園組織変更認可
	平成24年4月1日	日本ウェルネススポーツ大学開校
	平成24年4月1日	日本ウェルネス歯科衛生専門学校 夜間部開設
	平成28年4月1日	日本ウェルネススポーツ専門学校 教育・福祉専門課程 保育科開設
	平成29年4月1日	日本グローバル専門学校 商業ビジネス専門課程 国際ビジネス学科 I II、国際言語ビジネス学科 I II 開設
	平成29年11月14日	日本ウェルネススポーツ大学通学課程設置認可
	平成29年12月27日	日本ウェルネス筑北高等学校設置認可

学校法人タイケン学園設置校概要

法人名	学校法人タイケン学園		事務所の所在地			備考	
	学 校 名	学部・学科・課程名等	開設年度	入学定員	編入学定員		収容定員
既設校の内容	日本ウェルネススポーツ大学	スポーツプロモーション学部	平成24年度	220名	60名(3年次)	1000名	収容定員合計 880名
		スポーツプロモーション学科 (通信教育課程)	平成30年度	140名	5名(3年次)	570人	
	(通学課程)	75名		5名(3年次)	310人		
	日本ウェルネススポーツ専門学校	社会体育専門課程	平成10年度	40人	—	80人	
		アスレチックトレーナー科	平成10年度	40人	—	80人	
		健康スポーツ科	平成19年度	37人	—	74人	
		チャイルドスポーツ科	平成21年度	30人	—	60人	
		スポーツビジネス専門課程	平成21年度	30人	—	60人	
		ウエルネスIT科A	平成27年度	40人	—	80人	
	ウエルネスIT科B	社会体育専門課程 アスリート研究科 (夜間部)	平成28年度	40人	—	120人	
教育・社会福祉専門課程 保育科 (夜間部)							
日本ペットアンドアニマル専門学校	動物管理専門課程	平成14年度	40人	—	80人		
	ペット・ユティ・ケア科	平成14年度	40人	—	80人		
	野生飼育科 水族館・ドルフィン・トレーナー科	平成14年度	40人	—	80人		

学 校 名	学部・学科・課程名等	開設年度	入学定員	編入学定員	収容定員	備考
既 設 校 容 の 内 容	日本ウェルネス スポーツ専門学校 新潟校	文化・教養専門課程 トレーナー科	平成16年度 35人	—	70人	平成30年度廃校予定
	日本ウェルネス スポーツ専門学校 広島校	文化・教養専門課程 ウェルネスIT科 日本語科	平成22年度 40人 平成23年度 100人	— —	80人 100人	
	日本ウェルネス 歯科衛生専門学校	歯科衛生専門課程 歯科衛生士科 歯科衛生士科(夜間部)	平成18年度 40人 平成24年度 30人	— —	120人 90人	
	日本ウェルネス スポーツ専門学校 北九州校	社会体育専門課程 競技スポーツ科 ウェルネスIT科	平成18年度 40人 平成22年度 30人	— —	80人 60人	
	日本グローバル 専門学校	商業ビジネス専門課程 国際ビジネス学科ⅠⅡ部 国際言語・ビジネス学科ⅠⅡ部	平成29年度 78人 平成29年度 78人	— —	156人 156人	
	日本ウェルネス筑北 高等学校	全日制課程 普通科・総合コース 普通科・特殊スポーツコース 普通科・スポーツコース 普通科・グローバルコース	平成30年度	30人 10人 20人 20人	— — — —	90人 30人 60人 60人

役員、評議員選任条項等

理 事

役職名	選任条項		
理事長	5—2		
理 事	6 (1)	6 (2)	
理 事	6 (3)		
理 事	6 (4)		
理 事	6 (4)		
理 事	6 (5)		
監 事	7		
監 事	7		
理事長			
理 事	(現員) 6名	(任期) 4年	
監 事	2名	4年	
選 任 条 文	5—2	(理事の選任) 6 (1) と (2) 兼ねる場合は1名	
	6 (1)	学長 (日本ウェルネススポーツ大学)	(1名)
	6 (2)	校長 (日本ウェルネススポーツ専門学校)	(1名)
	6 (3)	校長 (日本ペットアンドアニマル専門学校)	(1名)
	6 (4)	評議員 (評議員会で選任)	(2名)
	6 (5)	学識経験者 (理事会で選任)	(1名)
	7	(理事会で選出、評議員会の同意を得て理事長が選任)	

2 評議員 選任条文

第23条第1項 : この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 7名 (旧9名)

第23条第2項 : この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 2名

第23条第3項 : 学識経験者のうちから理事会において選任した者 4名 (旧2名)

計 13名 (旧 13名)

平成29年度財務計算書類

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

学校法人 タイケン学園

平成30年5月18日

監 査 報 告 書

学校法人 タイケン学園理事会 御中

学校法人 タイケン学園評議員会 御中

学校法人 タイケン学園

監 事 渋 井 二 三 

監 事 木 村 

私たちは、私立学校法、私立学校振興助成法及び学校法人タイケン学園の寄附行為に基づき、学校法人タイケン学園の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における業務並びに財産の状況の監査を行った。

監査の結果、次のとおり報告します。

(1) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等）の記載と合致し、適法かつ正確に学校法人の収支状況及び財産状況を示しているものと認める。

(2) 業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実認められない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 18 日

学校法人 タイケン学園
理事会 御中

公認会計士

私は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に準じた監査報告を行うため、学校法人タイケン学園の平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)の計算書類、すなわち、資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に準拠して、学校法人タイケン学園の平成 30 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

資金収支計算書

平成29年4月 1日から
平成30年3月31日まで

<総括表>

(単位 円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	1,579,720,000	1,580,837,644	△ 1,117,644
手数料収入	50,780,000	51,041,265	△ 261,265
寄付金収入	0	0	0
補助金収入	18,020,000	18,028,000	△ 8,000
国庫補助金収入	8,430,000	8,436,000	△ 6,000
地方公共団体補助金収入	9,590,000	9,592,000	△ 2,000
資産売却収入	0	0	0
付随事業・収益事業収入	7,800,000	7,809,653	△ 9,653
受取利息・配当金収入	230,000	238,377	△ 8,377
雑収入	420,000	545,116	△ 125,116
借入金等収入	0	0	0
前受金収入	1,138,800,000	1,139,181,220	△ 381,220
その他の収入	71,900,000	71,974,650	△ 74,650
資金収入調整勘定	△ 774,295,488	△ 774,295,488	0
前年度繰越支払資金	1,989,327,846	1,989,327,846	0
収入の部合計	4,082,702,358	4,084,688,283	△ 1,985,925
支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	524,830,000	520,745,130	4,084,870
教育研究経費支出	368,950,000	366,484,551	2,465,449
管理経費支出	281,870,000	279,312,177	2,557,823
借入金等利息支出	1,310,000	1,300,856	9,144
借入金等返済支出	32,540,000	32,538,000	2,000
施設関係支出	411,500,000	409,843,344	1,656,656
設備関係支出	99,540,000	97,852,510	1,687,490
資産運用支出	0	0	0
その他の支出	92,520,000	92,511,242	8,758
[予備費]	300,000		0
資金支出調整勘定	0	0	0
翌年度繰越支払資金	2,269,342,358	2,284,100,473	△ 14,758,115
支出の部合計	4,082,702,358	4,084,688,283	△ 2,285,925

事業活動収支計算書

平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

<総括表>

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異	
教育活動収入の部	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	1,579,720,000	1,580,837,644	△ 1,117,644	
		手数料	50,780,000	51,041,265	△ 261,265	
		寄付金	0	0	0	
		経常費等補助金	18,020,000	18,028,000	△ 8,000	
		国庫補助金	8,430,000	8,436,000	△ 6,000	
		地方公共団体補助金	9,590,000	9,592,000	△ 2,000	
		付随事業収入	7,800,000	7,809,653	△ 9,653	
		雑収入	420,000	545,116	△ 125,116	
		教育活動収入計	1,656,740,000	1,658,261,678	△ 1,521,678	
		教育活動支出の部	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算
人件費	524,830,000			520,745,130	4,084,870	
教育研究経費	435,750,000			433,260,774	2,489,226	
管理経費	289,900,000			287,343,426	2,556,574	
徴収不能額等	0			0	0	
教育活動支出計	1,250,480,000			1,241,349,330	9,130,670	
教育活動収支差額			406,260,000	416,912,348	△ 10,652,348	
教育活動外収支	教育活動外収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異	
		受取利息・配当金	230,000	238,377	△ 8,377	
		その他の教育活動外収入	0	0	0	
	教育活動外収入計			230,000	238,377	△ 8,377
	教育活動外支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異	
		借入金利息	1,310,000	1,300,856	9,144	
		その他の教育活動外支出	0	0	0	
	教育活動外支出計			1,310,000	1,300,856	9,144
	教育活動外収支差額			△ 1,080,000	△ 1,062,479	△ 17,521
	経常収支差額			405,180,000	415,849,869	△ 10,669,869
特別収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異	
		資産売却差額	0	0	0	
		その他の特別収入	0	0	0	
	特別収入計			0	0	
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異	
		資産処分差額	6,000,000	6,002,404	0	
		その他の特別支出	0	0	0	
	特別支出計			6,000,000	6,002,404	0
	特別収支差額			▲ 6,000,000	▲ 6,002,404	0
	〔予備費〕			300,000		0
基本金組入前当年度収支差額			399,480,000	409,847,465	△ 10,367,465	
基本金組入額合計			△ 390,000,000	△ 408,943,923	18,943,923	
当年度収支差額			9,480,000	903,542	8,576,458	
前年度繰越収支差額			2,637,990,051	2,637,990,051	0	
基本金取崩額			0	0	0	
翌年度繰越収支差額			2,647,470,051	2,638,893,593	8,576,458	
(参考)						
事業活動収入計			1,656,970,000	1,658,500,055	△ 1,530,055	
事業活動支出計			1,257,790,000	1,248,652,590	9,137,410	

貸借対照表

平成30年3月31日

<総括表>

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	3,716,817,030	3,289,931,052	426,885,978
有形固定資産	3,699,251,025	3,282,912,107	416,338,918
特定資産	0	0	0
その他の固定資産	17,566,005	7,018,945	10,547,060
流動資産	2,313,949,984	1,999,077,762	314,872,222
資産の部合計	6,030,767,014	5,289,008,814	741,758,200
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	19,580,000	52,118,000	▲ 32,538,000
流動負債	1,187,844,768	823,396,033	364,448,735
負債の部合計	1,207,424,768	875,514,033	331,910,735
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金			
第1号基本金	2,152,148,653	1,743,204,730	408,943,923
第2号基本金	0	0	0
第3号基本金	0	0	0
第4号基本金	32,300,000	32,300,000	0
繰越収支差額	2,638,893,593	2,637,990,051	903,542
純資産の部合計	4,823,342,246	4,413,494,781	409,847,465
負債及び純資産の部合計	6,030,767,014	5,289,008,814	741,758,200